


監 査 報 告 書

平成24年 5月 7日

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關野 武男 様

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社

監 事 木 下 五 男 

監 事 関 根 悟 

私たちは当公社の公益移行認定を受けて、平成24年4月1日付けで監事に就任後、当公社が特例民法法人であった平成23年4月1日から平成24年3月31日に至る事業年度について、会計及び業務の監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、常務理事及び出席した管理事務所長等から提出された事業報告書について内容を聴取、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて事業計画との整合性及び目的以外の事業の有無並びに未執行业業の有無等を検討した。

2 監査意見

- (1) 公社の採用する会計処理の原則及び手続は、旧寄附行為並びに公益法人会計基準に準拠しており、公正であると認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 公社の業務運営については、旧寄附行為及び公社規則並びに規程等に準拠して行われており適正と認めます。
- (4) 公社の事業は、事業計画に則って行われており、事業報告書の内容は真実であると認めます。